

認定申請手続き

標準処理期間
45日

主たる営業所の所在地を管轄する
公安委員会（警察署）に提出する

※ 平成30年4月1日から
申請手数料が
13,000円⇒12,000円
に引き下げられました。

認定申請書
群馬県証紙(12,000円)を貼付

※ 認定を拒否された場合、
申請手数料は返金されません。



申請に必要な添付書類

個人申請の場合

- ① 住民票の写し(本籍記載のもの) ※注1
- ② 申請者の誓約書 ※注2
- ③ 医師の診断書 ※注2
- ④ 損害賠償責任保険契約等の
締結を証する資料(付保証書等)
- ⑤ 安全運転管理者の住民票の写し
- ⑥ 安全運転管理者の運転管理経歴証明書

法人申請の場合

- ① 法人の登記事項証明書
- ② 定款又はこれらに代わる書類
- ③ 役員名簿(氏名・住所を記載)
- ④ 役員の住民票の写し(本籍記載のもの)
※注1
- ⑤ 役員の誓約書 ※注2
- ⑥ 役員についての医師の診断書 ※注2
- ⑦ 損害賠償責任保険契約等の
締結を証する資料(付保証書等)
- ⑧ 安全運転管理者の住民票の写し
- ⑨ 安全運転管理者の運転管理経歴証明書

随伴用自動車が増加した場合

※10台につき1人の副安全運転管理者の選任が必要です

- ① 住民票の写し
- ② 自動車の運転管理に関する経歴証明書

注1 外国人は国籍が記載されたものとなります。

注2 精神機能の障害により自動車運転代行業の業務を適正に実施するに当たって必要な
認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しない旨の内容のものとな
ります。

※ 認定申請書等の必要書類は、トップメニューの書式のダウンロードから

問い合わせ先

- ・ 群馬県警察本部交通部交通企画課 027-243-0110(内線5034)
- ・ 各警察署交通課

運転代行業を廃止したとき、認定が取り消されたとき等は、認定証を返納して下さい。

自動車運転代行業を営もうとする者は、
公安委員会の認定を受けなければなりません。
※ 欠格要件に該当する場合は、
認定されないことがあります。

